

ねんきん ワンポイント

保健福祉課戸籍年金係
☎52 2144

ご存知ですか？学生納付特例制度

20歳以上の方であれば学生も国民年金に加入しなければなりません。しかし、ほとんどの学生は所得がなく、国民年金に加入しても保険料を納めることが困難です。そのため、社会人になってから納める（10年以内に追納）ことができる制度です。

学生納付特例期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な納付済期間には算入されますが10年以内に保険料を追納しなければ年金額には反映されません。卒業したら忘れずに追納して下さい。

学生納付特例対象者

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他教育施設などに在学する20歳以上の学生などで学生本人の前年所得が一定以下（ ）の方です。また、夜間・定時制課程

または通信制課程の学生、生徒の方も対象になります。

扶養親族がない学生の場合、一般的な社会保険料控除を加えた所得の目安は141万円です。

承認期間

申請のあった年度の4月から3月までとなります。

申請窓口

学生納付特例を申請する方が住民登録している市区町村の国民年金担当窓口となります。

必要なもの

印鑑、学生証または学生証写し（申請年に住民票の異動などがあった場合、所得証明書の添付が必要になります）

ねんきんQ&A

Q：現在、大学2年生で4月に20歳となりました。学生納付特例の申請をしたいのですが、6月に申請すると、その月から該当となりますか？ また、該当となった場合、卒業まで、再び申請の必要はありますか？

A：6月に申請をしますが、4月にさかのぼって該当となります。また、申請については、所得の確認が必要となりますので、毎年申請が必要となります。

商工業振興起業促進助成金制度

商工業振興起業促進助成金制度とは、本町における商工業の経営活性化および地域における起業化の促進を図るため、町内において店舗などの新築または増改築並びに設備などの施設整備をされる方に対し、事業費の一部を助成する制度です。

助成の対象要件

- ・町内に居住し商工業を営む個人および法人で、町商工会の会員であり（新規起業者である場合は、商工会の会員になること）3年以上事業継続が見込まれること。
- ・施設整備などに要する費用が100万円以上であること。
- ・町税を完納していること。

助成の対象施設

- ・店舗などのうち、営業に要する施設（倉庫、事務所、車庫、作業場など）
- ・直接営業に関して整備する施設の設備および備品
- ・主たる事業専用の車両および作業機械

助成金額

- ・事業費の100分の20以内（限度額200万円） 新規で起業する方
- ・事業費の100分の10以内（限度額100万円） 上記以外の方



問い合わせ先

産業課（商工観光係）☎ 52-2178